

長崎オランダ商館舊蔵日本語及び中國語文書（慶長一四一弘化二年）（その一）

ここに収録する長崎オランダ商館舊蔵日本語及び中國語文書は、慶長以降平戸ついで長崎のオランダ商館に保存され、一八五二年（嘉永五）、一八六〇年（萬延元）及び一九〇九年（明治四三）の三度に亘り、日本よりオランダに送致され、ついにはヘーグのオランダ國立中央文書館(Het Algemeen Rijksarchief)の架蔵に歸し、先年、日本學士院の委嘱により、そのマイクロフィルムが本所に架蔵されるに至った長崎オランダ商館舊蔵文書に含まれている、日本語及び中國語文書八六點の内、オランダ国王ウィルヘルム二世の開国勅告までの時代にかかわる五五點を選び、これを年代順に排列・複刻したものである。同じ年代に由来し、右の文書と密接な関係のある三点の日本語文書が、アムステルダム東インド会社接受バタヴィア文書中に見出されたため、これを附録として併せ収録することとする。

出嶋文書が本國國立文書館に移される過程については「ドンケル・クルティウスのもうひとつの貢献」(『日本歴史』一八六号、一九六三年一月)、その内、若干の日本語文書が第一次搬送分に洩れ、第二次搬送分に加えられた事情については「出嶋商館文書目録余録」(『日本歴史』二〇八号、一九六五年九月)、また、出嶋商館及び關聯日本關係文書中の日本語文書の概況については「オランダ東インド会社出嶋商館文書中に残存する日本語文書について」(森克己先生還曆記念論文集『対外關係と社会経済』一九六八年九月)にそれぞれ愚見を記したので、ここに詳細を述べる必要はない。

文書の性質上、蘭文の訳文もしくは説明をとまなうものが少なくないが、ここでは、日本語ないし中國語文書としての本文を忠実に複製

することに努め、蘭文は、文書の形式上逸し難いものに限って原文を採り、他は、本文の校訂上参照するにとどめた。

校訂に当っては、岩生成一教授のご指導を賜わり、原文の字体・字配りなるべく尊重し、傍注のほかは読点を加えるにとどめた。中國語文書の句読については、太田晶二郎教授の懇切なご指導を得た。なお本稿は昭和四十四年九月の成稿にかかる。(金井 圓)

目録

- 一 徳川家康朱印状 慶長拾四年七月廿五日
- 二 徳川秀忠朱印状 元和三年八月十六日
- 三 江戸幕府年寄本多正純等書状 (元和三八月廿三日)
- 四 和蘭東印度總督案當仁半天満訴状 寛永十九年六月一日 (別本、陸月二十九日付)
- 五 和蘭東印度總督案當仁半天満訴状 寛永十九年陸月二十九日
- 六 長崎奉行達書案 (寛永廿二 申七月朔日)
- 七 京都町奉行牧野親成黒印過書 万治四丑二月十七日
- 八 長崎奉行達書写 (寛文四) 正月五日
- 九 和蘭東印度總督やん・まついけり訴状 まんほう三ねんきのとの卯五月廿八日
- 一〇 大坂定番安部信友等黒印過書 元祿四未正月晦日
- 一一 京都町奉行小笠原長重黒印過書一通 元祿五申二月二日
- 一二 半左衛門等金子預証文 寶永四年亥九月十九日
- 一三 七左衛門等金子借用証文 寶永四年九月廿六日
- 一四 判左衛門等金子借用証文 寶永四年亥ノ十二月廿一日
- 一五 判左衛門等金子借用証文 寶永五年子九月廿日
- 一六 喜藏金子預証文 (寶永六) 丑九月廿一日

一七 吉兵衛金子預証文 〔關年九月日 以上本号〕

一八 咬嚼吧国裁弗藍律倪璘書翰鈔譯 和蘭書手皆書卷拾年陸月二十八日〔正徳元年〕

一九 交流巴救益律書翰 〔寛延三年〕

二〇 吧城救蠻律喀略毛束全列上人書翰 和一千七百五十二年六月〔宝曆二年〕

二一 長崎奉行申渡書 〔明和二〇〕西五月

二二 長崎奉行申渡書案一通 〔明和二〇〕西九月

二三 七種藥材注文書案 〔明和三三〕丙戌九月

二四 長崎奉行達書 〔明和四〕亥七月

二五 長崎奉行達書別紙 〔明和四〕亥七月

二六 長崎奉行申渡書 〔明和四〕亥八月

二七 長崎奉行達書 〔明和四〕亥八月

二八 統轄吧国救文律然馮嶸暨各奚黎勒書翰 和蘭書手卷百七十八年四月日〔安永七年〕

二九 和蘭本地公班衙上日本大王書 〔關年〕

三〇 長崎會所書付 天明三年卯九月

三一 長崎會所証文 天明六年午九月

三二 長崎會所証札 天明六年十月

三三 長崎奉行申渡書 〔天明七〕未六月

三四 長崎奉行達書 天明七年未八月十七日

三五 浦賀湊漂着イギリス国船図并イギリス人図 〔文政元年〕

三六 小通詞末席今村邦十郎給米拂方覺書案 〔文政三年〕

三七 長崎會所預証文 〔文政五〕午十月

三八 唐人屋敷附近地所切繪図 文政九年戌二月廿二日

三九 大工伊三太見積書一 外科部屋ノ内并煎茶所籠所繕、文政十一年子四月

四〇 大工伊三太見積書二 ろノ藏・花畑・牛小屋修葺、文政十一年子四月

四一 大工吉屋賃請取証文 〔文政十二〕九月廿日

四二 竹谷勘右衛門金子預証文 文政十二年丑九月

四三 竹谷勘右衛門屋敷賣渡証文 文政十三年寅二月

四四 商館長めいらん子廣太郎并其母多い養育約定書 〔天保元年〕

四五 大工孫四郎見積書 ろノ蔵屋根替所ノ繕ひ〔天保二〕卯二月晦日

四六 商館員ほへつと子虎吉等撫育料請取証文 天保八年酉五月

四七 加美丹にふまん子おきみ養女取極証文 〔天保八年〕

四八 商館員てきすとる請書 〔天保十四年〕

四九 大工唯次郎見積書 脇荷蔵庇掃并戸前窓繕、弘化二年巳八月

五〇 大工唯次郎見積書 書物蔵戸前繕他、弘化二年巳八月

五一 大工貞次郎見積書 巻物入箱他 〔弘化二年〕

五二 稻佐悟真寺墓地修築見積書 〔弘化二〕巳九月

五三 江戸幕府和文返答書案 〔弘化二年九月〕

〔附録〕

一 堺屋利兵衛等預証文 寛永拾一年戌ノ壬七月十六日

二 江戸幕府老中井伊直孝等達書案 寛永武拾年未ノ癸月七日

三 長崎奉行達書案 寛永武拾壹年申ノ七月朔日

一 徳川家康朱印状

おらんだ船日本江渡海之時、何之浦ニ離為著岸、不可有違ひ、向後守此旨、無
只儀可被往來、聊疎意有間敷也、仍如件、
慶長拾四年七月廿五日
○朱印、印文「源家康弘忠」

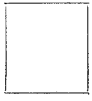


(Jacques Groenewegen)
ちやくすくろんへいけ

○植民地文書第一一八一七号ノ内、ファイル六九九八一—八九一—四ニ収ム、一九世紀初
メノ商館長へんどりく・どういふノ蘭文注釈、一九三二年八月N・H・らいれん氏ノ蘭字
・蘭訳、岩生成一助教授ノ英文注釈、併セ存ス、

二 徳川秀忠朱印状

阿蘭陀商船到本邦渡海之節、縦遭風浪之難、雖令着岸日本国裡孰地、聊以不可
有相違者也、
元和三年八月十六日
○朱印、印文「源秀弘忠」



(Hendrik Brouwer)
はんれいか・ほろわむ

○植民地文書第一一八一七号ノ内、ファイル六九九八一—八九一—四ニ収ム、一九三二年
八月N・H・らいれん氏ノ蘭字・蘭訳、併セ存ス、

三 江戸幕府年寄本多正純等書状

尚以、京・堺商人も、其地へ可罷下い間、相對次第商賣いたし様
ニ尤ひ、以上、
急度申入り、仍おらんだ舟、於平戸ニ、前々之とく、かひたん次第二商賣いた
し様ニ、可被成り、不及申ニいへ共、伴天連之法ひろめざる様ニ、かたく可
被仰付ひ、恐々謹言、
八月廿三日
○朱印、印文「源秀弘忠」

士井大炊助

利勝(花押)

松浦肥前守殿

人々御中

○植民地文書第一一八一七号ノ内、A1番、ファイル六九九八一—八九一—四ニ収ム、写一
通并ニ一七二三年商館長ふあん・ほーるんズ、Van Hoornノ蘭文附紙アリ、写ニヨッ
テ校合、傍注ス、本文書、年次ヲ關クモ、一六二七年、我が元和三年ナルコト明カナリ、

四 和蘭東印度総督案當仁半天満

以上

天下国家之政事為直、〔名未〕能御寸隙ト奉察、〔殊恐〕多故以、終今迄不捧書
札處、近年不被思寄儀共依致出來、不看憚事、奉一書也、
一今度おらんだかひたん

御江戸へ指上申之条、萬端被加御不便奉頼事、惣別日本ノ
御意被仰出言、聊相違無御座故、拙者或迄忝本望ニ奉存處、去年ニ今年ハ
替り、おらんだ致迷惑事のみ有御座之間、恐多雖 言上

御上様江可然様御取成、御披露、被加御慈悲、古昔三十八ヶ年如以來被仰
付奉頼、其子細へ、いづれも幾久御奉公申上度念望不淺、如此奉
言上、平出セズ

一於平戸おらんだ家之儀、取前平戸家老衆へうか、い申、作事し仕ひ子細へ、
過分ノ代物ヲ召置故、火事彼是用心ノため、然所ニおらんだノ家御こほち被
成事、拙者或不能分別、其故ハ、平戸家老衆へ右尋申たる御事ニ有御座ノ間
如何、拙者奉察所、羅うまのはつはノ下知ニしたか多南蠻人ノ依讓言、不被
思寄事出來、無其紛候、おらんだノ儀むかしヨリ聊も背御意不申故、此三
十四ヶ年以前、古

安藤對馬守

重信(花押)

板倉伊賀守

勝重(花押)

本多上野介

正純(花押)

(徳川家康) (イ、平出セズ)
權現様ヨリ奈
御朱印ヲ頂載申上ハ、

一 先年大坂落去ノ時、扱又今度有馬・天草ノ謀叛人、らうまノはつはノ下知ニ
したかふ者共退出ノ時モ、おらんだ事、御譜代ノ寄衆同前ニ、くる舟にて罷
越、抛身命、御奉公申上度念望不淺事、

一 各御江戸御奉行衆中へ訴訟申上願ハ、御取成を以、拙者おらんだ人ニ被加
御不便、昔古 權現様御時ノとく被仰付、忝奉存事、為其去年態愚舟壹艘申
付、古

權現様ノ 御朱印ヲ御江戸へ指上申候、

一 おらんだかひたん羅めると申者、去年御江戸へ罷下ハ時、讀取守殿・伊
豆守殿・豊後守殿、今御老人ノ御名ヲハ不存、又筑後守殿、長
崎ノ奉行三郎左衛門尉殿、扱又内匠正殿者、高座ニ御成被成、かひたん羅め
る被仰渡ハするハ、色ミ進物共指上所、御満足被思食上由、然者おらんだ人

ノ儀、至日本商賣之事、聊女在ニ不被思食上之間、万事心安奉存ハへと、堅
被仰出ハ、其次ニおらんだくろ舟ノ儀、長崎へ罷越ハノ由、被 仰出ハ之
條、則畏奉存、種々至造佐、長崎へ罷移ハ、

一 おらんだ人於長崎殊外致迷惑事のみ有御座由、かひたん羅める併拙者家老之
者共、具申聞ハ條、御江戸御奉行衆中として被加御不便、向後左様ニも無御
座やうニ被仰付奉頼事、

一 為 御意、おらんだノ儀、於長崎、右南蠻人被召置たるつき嶋ニ罷居ハへノ
由、被仰付ハ間、則彼つき嶋ニ居申ハ處、日本人ノ出入、扱又、日本人衆ニ
言葉ノかわしも不罷成様、御法度 仰付、結句、取前南蠻人被召置たるより
も稠敷御禁被成ハへハ、おらんだ人ノ儀、背 御意たるやうニ有御座事、無
面目奉存ハ、次ニ、つき嶋ノやちん巻ケ年ニ丁銀五拾五貫目御取被成ハ、

一 長崎つき嶋、同くろ舟ニおゐて、我ニ宗門ノつとめ、御法度被成事、
一 日本ニておらんだ相果ハ時、其死骸ヲ海底ニ御しつめ被成事、
一 おらんだくろ舟、長崎へ參着申ハへハ、石火や・玉葉・諸武具共ニ御取、御藏
ニめし入られ、又梶をも御取被成、出舟ノ時漸々被召返事、

一 於長崎、おらんだくろ舟ノ荷物おろシ申時、長崎奉行所ヨリめしつけられた
る番衆、おらんだ人ヲ打敷、偏畜生ノと被成事、然者、跡先不存水主とも
若不敢堪忍時者、却而迷惑ノ至ニ奉存事、

一 とろんへいたと申ハ、おらんだ人ノ吹申笛御座ハするをも、御ふかせ不被
成事、具ニ承届ハへ者、古
權現様之旨ニハ致相違御事、

一 おらんだ人日本へ為商賣罷渡ハ處、万事迷惑仕る儀のみ、其上商ニ過分ノ致
損ハハ、重而商賣も罷成まじきか、
一 右令 言上とく、何篇ニ付、おらんだ人迷惑申上、就中商賣ニ損仕ハするやうニ
被 仰付ハ儀、拙者おらんだ人ヲいかやうニ被 思食上、かやうノ躰に御座ハ
や、多年ノ間、何ぞ毛頭背 御意たる事無之、扱又、おらんだ人ハ、日本御
譜代ノ被官同前ニ御奉公申上と奉存事、然者、拙者おらんだ人ニ女在有之
共被 思食上ハやと、疑申御事ハ、又從此方御いとま申請、重而日本ノ不
致通路様ニも、被思召上候や、

一 羅うまノはつはノ下知ニしたかふ日本人、若御国ニ御座ハて、おらんだヲ致
譏言、かやうニ有御座共奉察ハ、古今不背 御意、おらんだ方 言上仕
る儀、御承引無之事、不及是非、將々おらんだ宗門ノやうす、扱らうまノは
つはノ下知ニしたかふ南蠻人宗門ノ儀、從取前具致 言上之條、定而可被聞
食上事、又、南蠻人日本へ御敵ヲ企るしたくろ無其紛、各能御存知致、御
本國ヲ御拂被成ハ、就中南蠻人偽り表裏ノ者たる儀も、拙者おらんだ方 致
言上たる御事ハ、忠あるおらんだ、不忠ニ罷成儀、難筆紙盡ハ、又理非ヲ
不被聞食分御事、日本ノ 御外聞もいか、おらんだ人日本へ通路、凡四十
ケ年ニ及申事、

一 古昔ヨリおらんだ事、
御意ニ泄る儀、聊無御座、萬事謹而畏奉存、御譜代ノ被官ニて御座ハ、其
上今迄日本人壹人ニても、おらんだノ宗旨ニすゝめ申上たる事無御座通、人々
御存知ノ前ニハ、各御江戸御奉行衆中として、可然様ニ御取成、御披露奉
頼候、然者、いつれ、依子細おらんだ致迷惑事のみ、扱又、商賣ニ損仕ハす

るやうニハ被 仰付ひや、有躰不殘被 仰下奉頼候、然ハ
御意ニ入たるどく、萬事申付度ひ、其子細ヲ不被仰下ひハ、弥以迷惑ニ
奉存候、

一拙者致 言上所ノ正直ハ明白無其紛ひ、おらしたノ儀、日本ニ對し女在有之
など被 思食ひハハ、必渡海渡仕る間敷か、又誰ニよらず無料おらしたヲ
讒言申たる人ハ、いか様天命逃ましくい、若拙者おらしたニ被加御不便ハ
、万事むかしノとく奉希事、

一非道ヲ企る宗門、御國ニ御座ひハ、其者共ヲ不殘御拂、女在無之正直ニ
テ、商売ヲ専用ニ仕るものヲ、御國ニ被召置奉頼事、然者何ニよらず 御用
ノ物ヲ、いか様方ニ國ニへ致才算、求指上申度念望不淺事、
一南蠻人ノ儀、從吳國日本へ致通路程ノ國ニニ手つかい仕、日本ニ残るぎりし
たん共ノすゝめヲ申ひ条、吳國ノ舟、一切日本へ御入ひハぬやうニ可然か、
かやうニ致 言上事、南蠻人國ニへ才覚仕る書状、此方拙者手前ニひかゝ召
置ひ故、如此致 言上候、吳國ノ舟、日本へ不致通路ハハ、羅うまノはつ
はノ下知ニしたかふざりしたん共、必絶可申か、扱又、日本ノきりしたんノ
儀、はつはノ教ニよく思ひつきたると奉存知ひ、誠拙者おらした、心中聊女
在無之通、具ニ懸御目ニ申之条、能、御分別ノ前ニ御座ひ、

一おらしたノ儀、かぶ・で・いすへらんさと申國ヨリ東いんでやにおゐて、方
々國ニへ致商売事、おらした國屋形ノ下知ヲ以、御座ひ、其故ハ、おら
したノ國ニ幾千ノ貧人共御座ひハハ、其貧人ノはこくみヲいたすため、如此
ニ御座ひ、此中、日本ニテ商ノ賣損、扱又於平戸おらしたノ家御こほち被成
たるヲ以ノ損、彼是之儀ニ有御座ノ間、各御江戸御奉行衆中として御取成、
被加御不便、長崎にておらしたノ居所少被下ひハハ、若左様ノ儀不罷成ハ
ハ、長崎つき嶋ノやちん、五拾五貫目ノ奉蒙御赦免度御事にハ、自然永代

ノ御赦免いかニ被
思食上ハハ、いか様共
御意次第ニ御座ひ、將又此屋ちん五拾五貫目ノ訴訟申上事、日本之
御上様ヨリ、おらしたノ國ノ貧人共へ御慈悲不可勝計、

一日本ニテおらした人相果たる時ノ為ニ御座ひ条、死かいノ置所少、訴訟申上
度ハ、其故者、御國ヲ頼ミ罷渡り、死骸ヲ海底ニしつめ申事、余り殘多奉存
事、故ハ、取前平戸ニテも死骸ノ置所ヲ申請ひ、其上何國ニても死骸ヲ海底
ニしつめ申たる例無御座ひハハ、四方ノ風聞、無面目次第にハ、就中、以下
ノ者くちノさかなき御事ニハハ、水主共國々へ罷渡り、日本ノ 御仕置か
やうなる稀代ノ事など申ひハハ、いか、

一おらしたくろ舟日本へ参着ノ時、追付舟中御あらため、其上、番を御付被成
儀、御尤ニ御座ひ、然れ共、其以前ハかやうニ無之、併
御意と被 仰出たるうハハ、ともかくも謹畏奉存事、

一各御江戸御奉行衆中として被加御不便、向後於日本おらした人ヲ打た、きな
と不仕様ニ、扱又、おらしたくろ舟より長崎町ノ通路、諸商人つき嶋へ出
入、いづれも心安、以前ニ相違無御座様、被 仰付奉頼候、又くろ舟参着ノ
時、石火や・玉葉、其外諸武具御預り被成段聊不苦儀ニ御座ひ、乍去、拙者
ノ儀御譜代ノ被官同前ニ被

一思食上、忝奉存ひ、其故ハ、抛身命御奉公申上度念望ニ御座ひ、左様ニハ
者、石火や・諸武具不及被成御預か、將又、拙者くる舟ニ諸武具不足なる
由、おらしたノ敵國ニ傳聞ハハ、必此者共罷出、拙者くる舟ニ火ヲかくる
か或ハ邪魔ヲ可仕と令察ひ条、各御奉行衆中として可然様ニ奉頼ひ、扱又御
國ノ御面目もいか、

一おらしたくろ舟歸國ノ事、九月廿日限ノ由、畏奉存ひ、然れ共、為商売致渡
海くる舟にてハ、願ハ、いつニよらず仕舞次第ニ致歸國儀ニ、被 仰付
奉頼事、

一訴訟申上事、我々一人つゝニあたる後生ノつとめノ儀、むかしニ不相替つと
め申候様ニ、左ハハ、くろ舟陸共ニ御赦免奉頼ひ、故ハ
御上様御延命長久ノ祈、又ハ某くろ舟無事ノためニ御座ひ条、申上事ニ
ハ、其上、日本人衆若人ニても、おらしたノ宗旨ニすゝめ申たる儀、古昔よ
り今迄、被及聞食間敷ハ、若陸にてつとめ御赦免無之ハハ、くろ舟にて
御赦免蒙り度奉存ひ、其子細ハ、去年日本ヨリ歸國ノ時、くろ船式艘破損并
おらした人数多相果申事、偏我々ニあたる所ノつとめヲ不仕故、天命かと奉

存ひ、二艘ノ舟ニテ損銀およそ三千貫目程、此式艘船破損故、致迷惑おらんな人数多有御座御事ニハ、おらんな儀、何国へ罷渡り候ても、我々商人つゝニあたる所ノつとめへ、おこたる事なく候間、各御江戸御奉行衆中として被加御不便、御赦免奉願候、

一拙者幾度も如令 言上、おらんなノ儀、日本ニ対し毛頭女在不仕處、種々致迷惑様ニ被 仰付事、古昔日本ノ 御仕置之外、憲法順道致相違かと奉存候間、願ハ古

權現様 御朱印之趣被 仰付奉願事、然ハ、南蠻人いすはにや人ニよらず、日本 御上様ヨリ、拙者おらんなニ被仰付候ハ、委細謹畏、何国ニても罷出、御奉公可申上候、左ハ、天道ノ御力茂可被下か、

一右ノ趣、いかやうニ被 思食上候通、各御奉行衆として御教書ヲ被下、直ニ拜し申度ハ、

一万事聊ノ儀も不背 御意うへハ、拙者おらんな人、必 御国ヲ罷出たるも御意ニしたかい申驗か、扱又ハ、商売ニハ利徳も無御座事、

一右之段、日本ニ対し聊不足ヲ非申上、拙者おらんな心中女在無之通、具ニ令言上迄に御座候、願ハ被加御不便、以前ノとく商売も心安仕候様ニ、万事御赦免蒙り度念望不浅故、致 言上候、

一拙者くら舟ヨリ持渡り申荷物とも、若壳残り或ハ売損なども御座候ハ、則其代物ヲ此方へ持戻り候様ニ、被 仰付可被下、

一壹年かハリノおらんなかひたん、毎年御江戸へ罷下、 御上様ヲ拜シ奉り候之由、謹畏忝 御意にて御座候、

一かひたんえんざらぎと申者、今年日本ニテ致商売様ニ申付候、然者 拙者く上行く拙者くら舟ヨリ、 ね段やすく売損参候ハ、少ニテも売不申様ニ

申聞候條、其御心得被成、御赦免奉願候、白糸ノ巻物ノまかいノ糸、かやうノ代物ニ元へ持戻り候ハ、ぐすらと申国、又者けれども申国、扱もは

たと申国へ持渡り、白糸百斤ニ付、銀子三貫目仕候、又おらんなノ国ニテハ、白糸百斤ニ付四貫目ノ相場にて候、然者、先年日本ニテノ売損過分ノ事

ニ御座候故、奉

言上候、将亦、日本わつふノ売ね、白糸百斤ニ付、丁銀貳貫廿七匁にて、則 御藏納、五ヶ所ノ衆御取候事、

一今度、おらんなかひたんひいてると申者、御江戸へ指上、

御上様ヲ拜シ奉ル様ニ申付候、来年ハ、此者日本ニテ致商売等ニ申聞候、然者、日本はしめてノ者ニ御座候ハ、共、隨ニして正直有御座候間、若日本ノ作法ニ可然かと奉存御事に、自然無調法ノ儀御座候共、被加御不便御赦奉願候、

一縦拙者おらんな人 御いとま申請、致帰国共、聊ノ捧物を以、使者商人指上申度心中ニ御座候、かやうに致 言上事茂古

權現様 御朱印之旨ニ被仰付、日本ノ通路幾久御奉公申上度故、種々令致訴訟候、あハれ蒙御恩奉り度事、難筆紙盡候、又、今度指上申かひたんひいてる儀、若 御意ニ不入於被召返ハ、各御江戸御奉行衆中として、被 思食上所ノ御内意、不残被 仰下、偏奉願候、

一大明国ヨリ為商売、毎年日本ハ舟共数多罷渡り候通、大明国ノ奉行共具ニ承届、殊外致腹立候由、其子細ハ、惣別從大明国日本ノ通路稠敷法度故、大明

国奉行共ヨリ拙者へ申来り候するハ、何国ニよらず、於海上唐人舟ニ行あい候ハ、荷物・人共ニ取候ヘノ由ニ御座候條、先以致

言上候之間、拙者おらんな人ヲ、聊も女在ニ被 思食上間敷事、憲法を以申付所ノ曲事ヲ、悪敷やうニ申なし候ハ、國々ノ屋形ハ皆、悪盗人たる

一從取前令 言上候とく、いすはにやとほるとかる、此兩國ノ儀、おらんなノため贖價有之、敵にて候、然所ニ、近年おらんなノ國、又ふらんさと申国、

兩國一味ニ罷成、いすはにや人と稠敷軍仕候處、いすはにや人かけ負申候、然者、ほるとかると申ハ、南蠻人ノ國にて候するヲ、六十ヶ年以來、いすは

にやヨリ無理ニ致守護候子細ハ、ほるとかると申屋形、以前被相果、讓位ノ讓國ノ子共無之也、然所ニ、今度いすはにや人負軍ノ様子、ほるとかると南蠻人

國ノ子共無之也、然所ニ、今度いすはにや人負軍ノ様子、ほるとかると南蠻人

(一) Gastran 「しやかたる」

進上

御江戸御奉行様中

御小性衆中御披露

○植民地文書第一二八一八号ノ内A3番、フィルム六九九八一—八九一—二六二取、陸月二十九日付原文正副両通、植民地文書第一二八一八号ノ内A3番、フィルム六九九八一—一九〇—一二取、正文ハ蠟印アリ、副本ハ判トノミ記ス、今正文ヲ以テ本号ト校合、傍注ス、

五 和蘭東印度総督案当仁半天満

追而申上候、御江戸御奉行様中へ指上申書札之写、則御手前様へ進上申上候、
条、よく御らん被成、拙者おらんた人ニ被加御不便やうニ、御取成奉頼候、為念御座候間、如此り、以上、

未雖申通一書令啓上候、日本天下国家御安穩ニ有御座由、幾久拙者或迄

大慶不残奉存候、

一先年かひたんかろん掃国之時、某へ申聞ひする者、日本之様子殊外六ヶ敷罷成候通、具物語仕、就其、我亦迷惑之段、難筆紙尽、然所ニ牧野内匠正

様、筑後守様、未次平藏殿などへ、以書状申上候へ共、終御返事不被下事、

無心元奉存、将亦今度かひたん羅める申ひする度、日本ノ儀、去年ニ今年

ハ稠敷、昨日ニ今日ハ猶六ヶ敷罷成候由申上候、萬事おほつかなく候間、恐

多御座候へ共、今度御江戸

御奉行様中へ、捧一書申上候、近比御手前様御太儀ニ奉存候へ共、儘被指上

奉頼候、就中訴訟申上上事共、取前ニ相違無御座やうニ被加御不便奉頼事、

一為御意おらんた之儀、長崎へ罷移候、不致迷惑様ニ萬事仰付被下候ハ

、別而可為御恩候、然者拙者おらんた人ノ儀、御公儀江いかやうニ被

食上候哉、願へ、御内意ニテ具ニ被仰下候へかし、偏奉頼候、其故ハ、拙者お

らんた、至日本商売之儀、若不入ものとも被 思食上候ハ、委細長、とも

かくも

御意次第ニ可仕候、願者、むかしニ不相替、日本へ致通路、幾久御上様ヲ

拝申上度念望ニ御座候、将亦商売ニ利徳も無御座、過分ノ損任る事のみ、

共承及、いすはにやヲ背キ、古昔ほるとかる屋形ノ子孫有人有之ヲ、則ほるとかるノ守護ニそなへ共、ほるとかる一國ノ力にてハ不罷成故、おらんたノ國、おらんた申國、あうらうばと申國、ほるとかるヨリ使者ヲ指遣し、偏頼ム由にて、合力勢ヲ被申請候處、何國ヨリモ被致加勢候、然者、おらんたノ國よりも、馬・陸武者共ニ式ヲ騎、黒舟式十艘被指遣候、其時ノ約束ニ、いにしへノ主君ヲとり立るニよつて致加勢、其上なかなをり候、乍去、十ヶ年ノ限ニテハ、十ヶ年過候ハ、又むかし之とく、可為敵味方等左候へは、おらんたノ國、おらんたノ國、扱ほるとかるノ國、兩三國一味仕入、いすはにやを責申上候、此趣、從余國被 聞食上候ハ、拙者おらんた人ヲ偽りものと可被 思食上候、速ニ無残所令

言上候、誠案ノ外ノ儀ニ御座候へ共、世界之御事には、拙者致推量候するハ、定而爰元も、おらんたノ國可同前と、察申上候、併南蠻人とおらんた、なかなをり候、心中聊替儀無御座、日本へノ御奉公ハ、むかしニ致相違、まじき御事ニハ、将亦、いすはにや人と南蠻人、敵味方ニ罷成候とも、此兩國ノもの共ヲ、日本へ二度被食寄事、いかニ奉存候、其故ハ、彼兩國ノもの偽り表裏ノ事、各能御存知ノ前ニ御座候、然者、拙者領知之國々へ一城ヲ構たる程ノ所ニ、南蠻人吉人も出入仕せ不申候、又南蠻人・おらんた、なかなをり申上候とも、國々ノ邪魔ニ罷成儀、聊無御座事、拙者心中不殘有弊致 言上候、

右数ヶ条訴訟申上事、若御公儀へ、また御存知無之かと、少々疑も依有御座、具ニ令言上候、此趣、各御江戸御奉行様中として、可然様ニ御取成、御披露被成、被加御不便、いにしへ古 權現様御朱印之旨、不致相違様ニ、偏奉頼候、就中、おらんたノ儀、御譜代ノ被官と被思食上、彌以忝本望ニ奉存候、誠恐誠惶謹言、

寛永十九年

六月二日

半天満

扱おらんだ人致迷惑儀、事々多ひへ者、以来ノ商売いか、

一御手前様之御取成ヲ以、今度拙者致 言上所ノ 御返書ヲ拝領申上ひやうニ、(副本、様)

就中、拙者おらんだノ儀、御引廻被成 御公儀ヨリ被加御不便、いにしへノ

とく被仰下ひやうニ、奉頼ひ、左様ニひハ、御手前様之御恩奈次第不淺奉

存知事、若又相応之御用未ひハ、いかさま御馳走可申上候、少分ニ御座ひ

へ共、

一伽羅百五拾目 但木巻ツ

一くろしや金綱巻端(Yeta)

一珊瑚珠十式 秤目式十日不足

一くろしや石式(副本、きんせ)

一遠目かね式(Pedra beasar 解毒劑ナリ)

一羅宇ノ国(Tago) (鏡) (磨)しや香式百三十七匁

今度はしめて申通ル書中之験迄ニ致進上所、萬端難筆紙盡候、恐惶謹言、

寛永十九年 陸月二十九日 いらんたせねらる安當仁

進上 半天満(蝦印) しゃかたらヨリ

長崎政所様

○植民地文書第一一八八号ノ内A2番、フィルム六九九八一—一八九一—二五ニ取ム、正副両

通ヲ取メ、A・Bノ印アリ、今A本ヲ底本トシ、B本ヲ以テ校倉傍注ス、右兩通ニ添ヘル札紙

ハ、蘭文ニ従ヘバA10番ノモノナルコト明ナリ、日付ハ新曆一六四二年七月二十五日ニ當ル

六 長崎奉行達書案

覚 一おらんだ人之内に、はつは下知にしたかふきりしたん宗門之もの之由、去

年筑前にて捕ひ南蠻伴天連共、於江戸申上ひ事、(Parai)

一かほうちやにておらんだ人の内より、しのひひて伴天連かたへこひさんに参

ひ由、申上ひ事、(Courtisan of 昔傳)

一伴天連共俗人になりひて、おらんだに奉公仕、長崎へ可参と内々談合仕ひ

由、申上ひ事、

右之通申上ひ間、おらんだ人と南蠻人中悪ニ付、にくみひて申かと、色々

御穿鑿被成ひへ共、少も偽無之旨、重々申ひ、左様ニひへハ、おらんだ人

之内、日本渡海仕ひもの共、能々吟味仕可申付ひ、若如此之儀、以来しれ

申ひハ、かひたん不届ニ可被 思召ひ間、能々念入、かたく申付、右之

宗門之もの於在之者、速言上可仕ひ、以上、(寛永廿二、一六四四)

申七月朔日

○植民地文書第一一八八号ノ内A4番、フィルム六九九八一—一八九一—二五ニ取ム、本文書

年次ヲ關クモ、端裏ニ Augustin de Rocha 云々トアリ、我が寛永廿一年、即チ正保元年ニ當

ル、別ノ案文植民地文書第一〇五九号あむするだむ東いんど会社接受はたひあ文書中ニマ

リ、附録一ニ取ム、

七 京都町奉行牧野親成黒印過書

阿蘭陀人江戸へ為御禮罷下ひ間、船川渡之所々無滞様ニ肝煎可申ひ、自然用所

も於有之者、馳走可申者也、(牧野佐渡守親成、京都町奉行)

万治四丑 二月十七日 從京都江戸迄 船川渡之所々 年寄 肝煎

○植民地文書第一一八八号ノ内B12番、フィルム六九九八一—一八九一—二五ニ取ム、

此度女嶋之内ニ而唐船打沈ひ段、不届千萬之儀ひ、急度可被 仰付ひへ共、高

砂ヲ森官ニ被攻捕、其意趣と存、四年以前丑ノ六月、長崎奉行迄書付を以訴訟

仕ひ段被聞召、届ひ間、此度者御赦免被成ひ、向後日本へ渡海之船、縦遠所ニ

而参会ひ共、於致手指者、曲事ニ可被仰付候間、存其旨、本國江茂可申遣由、

可申渡ひ、右之通ニひ間、阿蘭陀人、当春者、先如例年為御禮可罷越ひ、於江

戸、弥可被仰付由ニひ間、左様ニ可相心得ひ、已上、

八 長崎奉行達書写

覚 此度女嶋之内ニ而唐船打沈ひ段、不届千萬之儀ひ、急度可被 仰付ひへ共、高

砂ヲ森官ニ被攻捕、其意趣と存、四年以前丑ノ六月、長崎奉行迄書付を以訴訟

仕ひ段被聞召、届ひ間、此度者御赦免被成ひ、向後日本へ渡海之船、縦遠所ニ

而参会ひ共、於致手指者、曲事ニ可被仰付候間、存其旨、本國江茂可申遣由、

可申渡ひ、右之通ニひ間、阿蘭陀人、当春者、先如例年為御禮可罷越ひ、於江

戸、弥可被仰付由ニひ間、左様ニ可相心得ひ、已上、

しん上人
(長崎)
なかさぎ御両まんところさま

○植民地文書第一二八一九号ノ内A10番、フィルム六九九八一―一九〇一ニ収ム、料紙ニ木
版地文アリ、副本併セ存シ、本文ト差出書トノ間、余白アリ、コノ副本ヲ以テ校合、傍注ス、

一〇 大坂定番安部信友等黒印過書

(Fendrick van Baitshem, ophandooft)
阿蘭陀国のかひたん、為御禮江戸江籠下ひ間、人足百疋人、馬数四拾疋、御定
之通貨銀を取、宿次可相立ひ、松平因幡守在江戸付、如此ひ、自然水出ひ刻、
川之近所并船渡之所ニ而無滞様、肝煎可申者也、

(二六九)
元禄四未
正月晦日

(小田切士佐守直利、大坂東町奉行)
土佐(印)〇印文「直利」
主殿(印)〇印文「政充」
(遠山主殿頭政充、大坂定番)
(安部撰津守信友、大坂定番)
撰津(印)〇印文「信友」

自大坂江戸迄
宿次
川渡 年寄

○植民地文書第一二八一九号ノ内B12番、フィルム六九九八一―一八九一ニ収ム、此年ノ
参府ニモ医師えんげると・けんぶふえる随行ス、

一一 京都町奉行小笠原長重過書二通

(Cornelis van Outhoorn, ophandooft)
阿蘭陀人、為御禮江戸江籠下ひ間、路次中、人馬無滞可出之、日傭駄賃錢等者
如御定可取之者也、

(二六九)
元禄五申

二月二日

(小笠原佐渡守長重、京都町奉行)
佐渡(印)〇印文「長重」
從京都江戸迄
道中
年寄
肝煎

(Cornelis van Outhoorn, ophandooft)
阿蘭陀人、為御禮江戸江籠下ひ間、路次中、船川渡之所ニ無滞様可肝煎ひ、自
然用等於有之者、可馳走者也、

二月二日

(小笠原佐渡守長重、京都町奉行)
佐渡(印)〇印文、長重)
從京都江戸迄
船川渡之所、
年寄
肝煎

○植民地文書第一二八一九号ノ内A9番、フィルム六九九八一―一八九一ニ収ム、此年ノ
参府ニモ医師えんげると・けんぶふえる随行ス、

一二 半左衛門等金子預証文

覚
一金小判百五十拾兩

右之金子惣ニ預リ申所実正也、何時成共、御用次等無相違相渡可申ひ、為
其一筆如此御座ひ、以上、

(二七〇七)
寶永四年
亥九月十九日
ぼん殿
庄兵衛(印)
半左衛門(印)

○植民地文書第一二八一九号ノ内A44番、フィルム六九九八一―一八九一ニ収ム、礼紙ニ
關文注釈アリ、

一三 七左衛門等金子借用証文

覚
一金小判貳百兩者定、

右之金子、惣ニ預リ申所実正也、来月廿六日切ニ、無相違相渡し可申ひ、若
一日ニ而も延引仕ひハ、右之貳百兩ニ貳拾兩併、相渡し可申ひ、為其一筆
如件、

(二七〇七)
寶永四年
九月廿六日
庄兵衛(印)
半左衛門(印)

奥右衛門母(筆印)

七左衛門(印)

(Hermanus Mensingh, opperhoofd)
かひたん殿

○植民地文書第一二八八号ノ内A44番、ファイルム六九九八一―一八九一三六ニ収ム、礼紙ニ
關文注釈アリ、

一四 判左衛門等金子借用証文

覚

一 小判貳拾四兩 但利共ニ

右之小判、来子ノ九月中ニ、無相違相渡可申候、為其、一筆如此御座ハ、

以上、
(一七〇七)

寶永四年亥ノ十二月廿一日

庄兵衛(印)

九郎兵衛(印)

判左衛門(印)

(Hermanus Mensingh, opperhoofd)
かひたん殿

○植民地文書第一二八八号ノ内A44番、ファイルム六九九八一―一八九一三六ニ収ム、礼紙ニ
關文注釈アリ、

一五 判左衛門等金子預証文

覚

一 小判三百七拾貳兩

右者、慥ニ預リ申ハ、来九月中ニ無相違相渡し可申ハ、為其、一筆如斯

御座ハ、以上、
(一七〇八)

寶永五年子九月廿日

庄兵衛(印)

判左衛門(印)

かひたん
(Hermanus Mensingh, opperhoofd)

めんせん殿

○植民地文書第一二八八号ノ内A44番、ファイルム六九九八一―一八九一三六ニ収ム

一六 喜藏金子預証文

覚

一 小判貳拾五兩

右之金、慥ニ来出船迄此方へ預リ申ハ、御用次第相渡し可申ハ、為後日如

此ハ、以上、
(寶永六一七〇九)

丑九月廿二日

喜藏(印)

(Hermanus Mensingh, opperhoofd)

めんせんトの

○植民地文書第一二八八号ノ内A44番、ファイルム六九九八一―一八九一三六ニ収ム、端裏ニ
A0170 トアリ、宝永七寅年ニ当ルヲ以テ、同六年ニ正ス、

一七 吉兵衛金子預証文

覚

一 四拾三兩預リ申ハ、

為其、如此御座ハ、

九月 日

吉兵衛(印)

○植民地文書第一二八八号ノ内A44番、ファイルム六九九八一―一八九一三六ニ収ム、礼紙ニ
關文注釈アルモ、日次ヲ關シ、

(未完)